

令和 6年 2月20日

学生団体代表 各位
学寮委員長 各位

学生生活支援審議会
学生生活専門委員会

新入学シーズンにおける飲酒事故及び迷惑行為の防止について

例年3月末から4月にかけては、新入学シーズンに伴い飲酒の機会が増える時期です。

本学においては、これまで一部の学寮や学生団体の懇親会等において過度の飲酒がもとで急性アルコール中毒に陥り、救急車で搬送されるという事故がありました。また、20歳未満者の飲酒が発覚し、活動停止となった学生団体もありました。

過度の飲酒は取り返しのつかない事態を招く可能性があります。各学生団体の代表者、各学寮の委員長にあつては、以下の点を十分に認識するとともに、添付の「飲酒時における注意事項」を活用の上、サークル員や寮生の皆さんへの注意、指導をしてください。

- 20歳未満者の飲酒は、明白な違法行為であり、絶対にさせないこと。
(本学の懲戒処分の対象、また、刑事訴訟や民事訴訟の対象となります。)
- 飲酒の強要(アルコールハラスメント)や一気飲みは、絶対にさせないこと。
- お酒の弱い人や飲めない人には、断る勇気を持つよう指導すること。
- 飲酒により体調に異変が生じた場合は、ためらわずに救急車を呼ぶこと。

学寮や課外活動、合宿所等から発する騒音により非常に迷惑しているとの苦情が近隣住民から寄せられています。近隣へ迷惑をかけないことは、社会生活を営む上で基本的なことであり、寮生やサークル員の皆さんは良識のある行動を取るよう、飲酒同様に注意、指導をしてください。

- 飲酒時に限らず、周囲や近隣への騒音による迷惑行為は起こさないこと。